

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書  
第 2 次 変 更 計 画  
( 変 更 部 分 の み )

( 八 溝 多 賀 森 林 計 画 区 )

計 画 期 間            自   平 成 31 年 4 月 1 日  
                         至   令 和 6 年 3 月 31 日

関 東 森 林 管 理 局

## 八溝多賀森林計画区の第5次地域管理経営計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

樹木採取区の指定に伴い、「林産物の供給に関する事項」を変更する。

なお、本変更計画は、令和4年4月1日から適用する。

## 【変更項目】

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区においては、利用可能なスギ等の人工林の資源が充実しつつある状況を踏まえ、公益重視の管理経営を推進する中で、機能類型区分に応じた適切な施業の結果、得られる木材については、地域における木材の安定供給体制の構築が図られるよう、需給動向を把握しつつ、安定供給に努めることとする。

また、当計画区では、需要者と協定を締結して、原木を山元から需要先へ供給する安定供給システム販売を推進するとともに、地域材の計画的・安定的な供給体制の構築に寄与するよう一層努めることとする。

さらに、これまで林地に放置されていた端材等の林地残材の活用については、木質バイオマス発電所の稼働等により燃料としての利用が拡大していることから、木材のカスケード利用に向け、より一層取り組むこととする。

樹木採取区については、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であって、地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものについて樹木採取区として指定することとする。

| 名 称          | 所在地（林班）                 | 面積（ha） | 備 考                            |
|--------------|-------------------------|--------|--------------------------------|
| 関東1茨城徳田樹木採取区 | 2002～2004、<br>2025、2026 | 261    | 詳細は、国有林野施業<br>実施計画第2の6を<br>参照。 |

#### (2) その他必要な事項

(省略)